

## 令和2年白老町議会議会運営委員会会議録

令和2年 9月29日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時47分

---

### ○会議に付した事件

協議事項

1. 令和2年白老町議会定例会10月会議について
  2. 第5次議会改革の検討について
- 

### ○出席委員（6名）

|     |       |      |         |
|-----|-------|------|---------|
| 委員長 | 小西秀延君 | 副委員長 | 長谷川かおり君 |
| 委員  | 森哲也君  | 委員   | 前田博之君   |
| 委員  | 吉谷一孝君 | 委員   | 及川保君    |
| 副議長 | 氏家裕治君 | 議長   | 松田謙吾君   |

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 高橋裕明君  |
| 主査   | 小野寺修男君 |

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、令和2年白老町議会定例会10月会議について、2番目が第5次議会改革の検討について、3としてその他でございます。

それでは、まず協議事項1番目の令和2年白老町議会定例会10月会議について高橋局長からお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 10月会議ですけれども、町側から議案の提案をしたいということでありまして、10月8日に開催したいということで調整しております。案件は補正予算は3件、一般会計、国保会計、後期高齢会計で、一般会計は交付金事業ほか、交付金事業というのは高齢者と児童福祉の関係の交付金、国保会計と後期高齢会計は前年度の医療費減額額に伴う還付金関係で補正があるという話です。報告1件は損害賠償、公用車ですけれども損害賠償の報告があるということで議案4件を予定しているところでありまして、10月8日、1日間でよろしいかどうかご協議お願いします。

○委員長（小西秀延君） ただいま局長から説明がございました。これに、ご質問お持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 日程も10月8日、1日間ということで決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、2番目の第5次議会改革の検討について、前回からの引き続きということでございます。高橋局長からもう一度ご説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今、議会運営委員会では3つに分けて検討を進めておりますが、第一弾目の議事機能の強化ということで、自由討議の活発化と機関機能の検証を進めておりますが、①の自由討議の活発化、しくみということで、まず参考資料ございますが、これは現在の規定、自治基本条例で会議規則、それから運営基準を抜粋したものでございまして、資料1が国内の事例等を参照して案としてつくったものでございます。前回この件について会派で協議をして行うということですが、今回は特に参考資料にある議会の運営基準に自由討議の目的が①、②、③と示されておありまして、そのほかに11項目めに自由討議は発言の時間や回数に制限を加えないのを原則とするということで運営基準に載せてあります。これらを踏まえて要綱案を直すところは直してまとめていきたいというのが本日の内容でございます。

○委員長（小西秀延君） それでは、まず①の自由討議の活発化というところで、高橋局長からあったところで、まずはご質問ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご質問がなければ、各会派でのお願いしておりました資料1にあります実施要綱の案、これに対してのご意見を各会派からいただきたいということで会派会議を開催していただいていると思いますので、そちらに移りたいと思いますが、質問はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、質問がないようですので各会派からどういうご意見が出たか、回数そして時間等大きな議題になっていたかと思うのですが、その辺のご意見も合わせていただきたいと思います。

公明党さんからよろしいでしょうか。

長谷川かおり副委員長。

○副委員長（長谷川かおり君） 公明党の長谷川です。私どもでは、ほぼこの案のとおりということで、ただ発言の回数ですけれども、ここのところはおおむねという文言を入れて、2回までという制限ではなく、おおむねというところをつけ加えるということでまとまりました。

○委員長（小西秀延君） いぶきさんはどうでしょうか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） うちの会派はほぼ案のとおりなのですが、発言の回数、時間についてはもう少し検討する余地があるのかと思っております。議長が認めるときは、それを延長しても回数を増やしてもいいという発言になっているのですけれども、あくまでもそこは基準としてもった上で行ったほうが議事を進める上でも、スムーズな進行になるのかと思いますので、そのようにしたらいかがかという意見が出ておりました。

○委員長（小西秀延君） 基準があったほうがよいということですね。

共産党さんお願いします。

森委員。

○委員（森 哲也君） 私たちは回数と時間について話し合ったのは、議長が必要と認めた場合はこの限りではないというのがありますので、この案のとおりでよろしいのではないかということになりました。

○委員長（小西秀延君） それでは、きずなさん。

前田委員。

○委員（前田博之君） うちの会派として十分に議論してきました。それで、討議の手法と条件について何なのだろうということを学習として、討議には3つの問題点があるのですけれども、それは省略します。結論から言うと討議というのは、議員同士の自由討議これを重視するというので当然、意見の対立点を鮮明にするとともに合意形成することに目的があるのだということをいうと、実質的な討議が行えるように発言の回数制限とかはつけないと。それで十分に審議が尽くされるように議長あるいは委員長が議事整理権の中できちんと整理をすると、議員の自主、自立。なぜ自ら自分たちが自由討議をしないといけないのに発言に制限をつけないといけないのか。議員の考え方を議論、議員の享受を守るのであれば私は自ら自分たちで制限をつけるべきではないと思います。そして討議によってそれぞれの政策の意義と問題点を多角的、複眼的に明確にすると

ということが討議の目的ですので、それをあえて回数をつけることはどうかと思います。これだけは言うておきます。あとは皆さんの議論している云々になると思いますけれども。これは私は議会としての本質だし、前に局長が配布された資料を読んでもよく書いてあるのです。議員間討議などにより議会機能を強化していけば、審議時間や案件の量的な拡充は不可避ともいえると、こう言っているのです。もう一つは議員討議は内的改革だといっているのです。そうすれば自由討議をする目的からいけば、発言に回数や時間制限を設けるのは議会あるいは議員の自由裁量を議員が自ら抑えるのです。そういう議会がいいのかと、内的改革だといけば白老町も通年議会を入れていきますから、先進地的な今後この実施要領も他の自治体の参考にもなると思うので、私はあえてここに回数を入れないで議事整理権を行使することとここを入れておけば、これで整理がつくと思うのです。それは議員の資質とかが求められるのです。それを自ら抑えることはどうかと思いますので、私は2回までということ抜いて次の議長は云々ということを入れて、5条を整理しておけばもう少しフリーな今言った実施的な討議が行われる場をつくるべきだと私は思いますし、うちの会派としては先ほど言ったように討議とは何だろうということをもとに学習した上でその結論に達しています。

○委員長（小西秀延君） それでは、みらいさんはいかがでしょうか。

及川委員。

○委員（及川 保君） みらいです。うちの会では、ほぼこの案どおりの進め方でいいだろうと。ただ、自由討議となれば延々と1日かけて自由討議をするという状況にはならないだろうと。ただ、自由討議ということであれば全議員が、議会がある程度それぞれの意見がしっかりと出せる雰囲気づくりをするためには、議会側がしっかりと議長、委員長が取り仕切るわけですから、その辺りの状況はしっかりとわきまえてもらえば、今の案のとおりでもそれなりに試行という形でやってみたらいかがかとまとまりました。

○委員長（小西秀延君） ありがとうございます。今、おおむね5会派からご意見をいただきました。大体の会派は原案どおりでいいと。公明党さんは回数には、おおむねとしたほうがよろしいのではないかというご意見がありましたが、ほかの会派は大体、案どおりでよろしいだろうと。きずなさんは回数や時間は基準に入れないほうがいいだろうということで、そこが大きく意見がかけ離れているかと。いぶきさんは基準はあったほうがいいということでございますので、その内容はもう少し検討する必要があるだろうということですので、その辺を煮詰めていきたいと思うのですが、今出た互いの意見に関して何かご意見等ございますでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 現状、議会で特別委員会も委員会も議会でやっている場合、質問に関しては回数はおおむねということで進めていて、議事整理権の中で回数を超えても質問はされている状況にあります。それは、あくまでも議事整理権という中で進められている中で、特別それで大きな問題というか支障を私は感じていないのです。そういう形でスムーズな議会運営をする中では通常、行っている形での運営が望ましいのではないかというのが私たちのところで出た意見であります。

○委員長（小西秀延君） ほかに。

前田委員。

○委員（前田博之君）　うちの会派としては、今言ったのだけれども私たち基本的には、回数とか時間ではなくて討議というものが何なのかということをもっと疑念のあるいは性質を議論しなければいけないかと思うのです。なぜかという、自由討議というのは議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言を積極的に行うのです。案件によっては、今言うように議長、委員長の整理権でやれるというけれど、一つのプレッシャーはあるのです。議員としての享受として、だらだら続けるという人は誰もいないと思います。そういう本質的な議論、一つの問題点が出たときに、2回ですということが本当に本質的な議論、討議ができる土壌になっているのかどうかということです。なっていないということが2回ということが示しているのです。一般質問では3回になるのに討議が2回になるのかと思うのだけれども。なぜ、基準を下げてしまうのかと思うのだけれども。私は、どうしても撤廃しなさいということのうち会派は言っているわけではないけれども、皆さんがそういう部分でその問題が事案、案件が出たときに真剣に審議したときにそうなのかと思うのです。委員長、議長の受け止め方、ときの政策が本当に町民の声を反映して右左をやったときに、議長、委員長が客観的にやってくれると思うけれども、どこかで整理してしまうということも必要ですけれども、ある程度の意見を取り入れる時間的なものができるかどうかというのではなくて、考えざるをえないのかと思うのです。もう少し、積極的に議員が自ら政策を議論できる場所というのが、私も制限があるべきだと思いますけれども、それは議長、委員長がやるべきだと、もう少し自由裁量があっているのではないのかと思うのだけれども。なぜ、自分たちが発言する、議論しなければいけないものに制限を加えるのか、どうも私から言わせれば議員の資質とか議員が発言することに対して、うちの議会が勝手に抑えつけては駄目なのだと、自らの議事運営、自分たちが進んでその中でやることに対して、あえてなぜ自分たちで制限をかけるのか、そこだけがうちの会派としては、そういう意味で大いに議論してきたのです。その辺は、合意性ですからそれで決まれば決まりで仕方ないのだけれども。スタートから形骸化されたような自由討議になってしまうのかと思うのだけれども。それだけは会議録に残しておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君）　先ほど私も説明したとおり、この案というのはある程度ほかの自治体の事例を参考にしてつくった例で、うちの議会はどうかというものが論点になるのですけれども。うちの議会の今までの運営基準は先ほど言った11項目めに発言に時間や回数に制限を加えないというのを原則とするというのを現在決めているのです。ただし、議長とか委員長が必要と認めたときは、この辺でという制限を加えることができるという規定になっていることを踏まえて、うちの議会はどうかというのを議論したいと思います。

○委員長（小西秀延君）　前田委員。

○委員（前田博之君）　私も局長が言ったから手元のを言っているのです、議員間討議の11で。これにもっとしぼりをなぜかけないといけないのかと思うのです。

○委員長（小西秀延君）　氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君）　前回の議論のまた繰り返しになってしまう気がするので一言だけ。この11番のところでは例えば議長だとか委員長にそこまでの裁量権を与えたとしても、なかなかそこがうまくいかないのではないのかということでの一度、持ち帰りでのお話だった気がするのです。

ですから、そこまで議長、例えば各常任委員長、特別委員長の中で心労というかそういったものを加えるよりは逆にある程度の回数そういったものを考えてはどうなのかということで一度会派に持ち戻っての話し合いだった気がするのですけれども。私はそう考えているのですけれども。前田委員、どうだったのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） うちとしては、議長整理権というのを与えられているのです。きちんと権限が。委員長、議長がそれなりの人がなっていますので、その状況を踏まえた中で、私は適切な判断ができる能力がある人が議長、委員長になっていると思いますから、そういう人の任せるべきで、氏家副議長が話した部分も分かるのだけれども、そこまで議員同士がお互いに監視しないと、言葉は悪いけれども、しないといけないのかと思うのです。今、言っている11でもこういうことを言っているし、案の一番下にも回数を抜きにしても、5条の2項で議長は議事等の秩序云々と書いています。5条の自由討議の発言は各議員の2回までにしなくても、議長がこういうことをやるのだよとうたっておけば、できると思うのです。どうしてもあれば、局長の言った前段のほかの委員会で3回までというものを、ある程度それを基本とした形で議長整理権でやってもらえれば整理つくのではないかと思うのです。これは、めったにあるものではないですから。こういうものは。そういうものを、なぜ抑えておくのかと思って。私は議長もいましたから。議長はきちんと公平に議事整理権を発揮すれば、そういう議員の自由討議というのは大いに活発に重視できるのではないかという視点です。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 私は、前田委員の言われていることというのは理想だと思って話を聞いているのです。そういった議会運営ができれば、本来の活発な自由討議ができるのだろうと思っています。それは一つの頂点に置いているのです。置いているのだけれども、私たちの会派の中でもいろいろな話をしたのですけれども。とりあえず今回いろいろな問題というか、いろいろな課題があって今回こういった問題が出てきているということを考えたときに、そこまで上りつめる一つの試行的な段階として、こういった例えばおおむね2回程度、そして議事の裁量権等々をうまく使いながら、その中においても例えば反省会等々の中で今回の自由討議はどうだっただろうと、本当にこれでよかったのかと、もっとこうすべきではないかということを繰り返しながらでも試行的にそういった要綱をつくって、そして高みを目指していくということが必要なのではないかというところが、例えばおおむね2回だとか、そういったものを必要ななかったのかもしれないけれども入れたという形の中で、こういった議論は頂点を目指す部分、そして今の現段階の部分で話し合うところの議論で繰り返し繰り返しの議論になるのかもしれませんが。私は議長の考え方も分かるし、そういう面では思考的な要綱案として、まずはやってみようというところから始めて、そして今、前田委員の言われる高みをどんどん目指していくことが必要なのかと、全体的に見て思いました。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 氏家副議長がお話しされた部分、うちは逆だったのです。初めてだから先ほど言ったように、議員間において討議をすると。それで政策議論する、そのために議論を一つ積

み重ねて合意形成にいくと、そうですよね。そのためには、まずそんなにないと思うから、まずはやってみて合意形成するような理論武装なりロジックを組み立てていく中で我々、議員が訓練できなくて時間を回数が多くなった時間が増えるのであれば、そうであれば経過の中で一つの規制は必要ではないかと、まずは議員が合意形成、政策形成の中でどういう議論をしなければいけないかということが、まだ何もスタートしていません。それも一つの訓練する舞台でもあるのです。本来のここでの自由討議という目的にいかないように議場が混乱する形であれば、そういうことをやったほうがいいのか。初めからなげしないといけないのかということなのです、私たちが言うのは。何も1回も場を踏んでいないのに、初めから2回だよと、あとは議長がやればいいのかというのだけれども、どうですか。もっと、議員というのは自由的に発言し、議論する場ではないのですか。自由討議というのは。後は、もうそれ以上は言わないけれども。合意性ですから、どうしてもそれでいくというのであればやむを得ないと思うけれども。

**○委員長（小西秀延君）** 各会派さんから、ご意見があつて回数、時間も入れておおむねはやってみようかと、なおかつ試行でやってみようかというご意見も多かったかと思います。そこで確定するのではなくて、ある程度のルールをつくって、それでまずやってみて支障が出てくるようであれば試行の期間内に変えるということも、また可能だと私は思っております。試行というやり方を取れば。そういうやり方で取れば今回、先般も本会議の中で討議という言葉もちらっと出ましたが、そういう場面が出てくるのが想定されます。そのときに白老町全く今までこの件について基準もルールも持っていません。それで、また議長や委員長の前田委員がおっしゃられる議事進行権、その権利がどこまで、どの基準で、どのように適用するのかということも、なかなか難しいのかと。何もなければというところで思っているところもあります。皆さんからいろんな意見もいただいたのですが、これは試行としておおむね2回、おおむね30分という形で始めてみて、それでまた駄目であれば皆さんと議会運営委員会の中でお話し合いを続けていくという流れの一つやってみてはいかがかと、今までのお話を聞いているとそのように受け取られるのですが、その辺に關しまして私の意見も入っていますが、その辺に關してご意見ありましたらいただきたいと思っております。どうでしょうか。

吉谷委員。

**○委員（吉谷一孝君）** 委員長が言われたことも一理あると。これを3回にするのか1時間にするのか、時間の設定についても、はっきり言って今白老町議会として前例がないので分からない状況の中で、ましてや議長だとか委員長だとかも議事整理権をどこまでするという細かい規則的なものもあまりない中でやっていくには、どこかで試行的に行ってやるというのは必要なのかと。自由討論でも結局のところ合意形成がなされて一本化するのであれば、それはそれでいいと思うのですが。あくまでも平行線の場合がある、平行線の場合にどこで議事整理権を使って判断するかという、ここが難しいと思うのです。もし私がそういう立場になって、もしやるとなったときに。そのところは2回同じような意見が出て、そこでこれ以上意見が変わらなくなった時点で整理権を使わせてもらうとかという、そういう何か基準的なものがあると議事を進める中でいいのかというのが私の思った意見であります。

**○委員長（小西秀延君）** ほか、ご意見ございますでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 討議をする段階とあります。今吉谷委員も平行線と言ったのだけれど、それもあり得ると思うのだけれども。ただ一つとしては、討議するには一つの事案とか問題点とかがあるでしょう。そういう何が必要なのかという共通認識からまずは出発するのです。事案とか案件をつかまえる。そうすると吉谷委員も話したように議員の価値観の相違に基づいて対立点が明確なのです。それが平行していいのかどうかということなのです。最後には討議の中で妥協点や意見の一致を見なければいけないのです。平行ばかりの討議ならやらなくていいのです。それが、議員の享受だとか資質だとか、あるいは委員長、議長の考えを持って、どこに妥協点や意見の一致を見出すかということが、結論にそこがなければこの討議を要綱をつくっても、先ほど言った形骸化とかあるだけになってしまうのです。討議の中でも妥協や意見の一致をするのだよということを踏まえて議席について議論しないと、対立しなくなってしまうのです。当然、会派構成もあるけれども。そういうこともあるのです。そのためにも私は回数にこだわっているわけではないから、あくまでも本質的な議論をするときに、どうなのですかということを行っているのです。おおむね2回だよと、意見の一致を見ていないからまだいいよということで議長が言うかもしれないけれども。どこかでは整理しなければいけないことではあるのですけれども。要綱では2回になっているけれども、3回やったからもういいよとなるかどうかということが大きいのです。そうでなければ次の日もやらなければならない問題も出てくると思います。その辺の理解した上で回数を決めるならいいのだけれども、ただ形骸化とか議事整理権もあるから回数を決めようという話にはならないと私は思っているだけの話です。私の言っていることをしてくれという意味ではないですから。そういうことを踏まえて議論して回数を決めておかないと、先進視察できたときになぜ白老町さん2回にしたり3回にしたりと、本質的な問題を求めて視察に来るのです。なぜ、2回になったかという経過とか。本質的にこういう議論もあったよということも踏まえて、こうだよというのならいいのだけれども。ただ、この案が出てきて2回とか30分だけでいいよということになるのかどうかということです。私は委員長の言ったのはあるけれども、おおむね2回ではなくて、ほかは3回に言ってあるのです。ほかは3回なのに討議が2回担っているのか。妥協点があるのであれば、おおむね3回とか、時間は必要なのかどうかということです。討議をするのに時間を決めるというのはどうかと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今、現在の議会の進行というのは質疑と討論です。前回参考に見ていただいた宝塚市の議事録ございました。それにはどちらかというと全部書いていますから、そろそろ自由討論に入ろうよとか、自由討論で意見交換しようよという体質になってしまっているのです。そういうのはどうなのかというのを考える必要があるのと。本来原則、質疑というのは出た案とか説明に対する不明点を聞くというのが質疑であって、質問者が自分の意見を言ったり提案したりする場ではないのです。質疑は。今、少し混ざっていますけれども、それをやるのは討議の場にすればいいということが一つと、今の討論というのは賛成意見と反対意見を一方通行で言うだけの討論なのです。今の議会の制度上。みんなの意見とか趣旨とかそういうものを聞き出したい、情報を聞き出したいということを踏まえて討議という制度を全国的に導入されつつあるのです。先ほども言



った今までの白老町の運営基準には制限を加えないのを原則とするということを変えて試行するのか、変えないで試行するのかというところが大きな問題になっているのかと思います。

○委員長（小西秀延君） 先ほど私も意見が言い足りなかったところもあるのですが、田原市議会とかだと1人が1回に使える討議時間は3分と決めているところもあるのです。やはり議会の充実を図るのも前田委員言われているとおり本当に重大なことでもありますけれども、それと反対に効率化というのもきちんと考えていかなければならない、相反するものようですけれども、両方を考えなければならぬというのが私たちは必要なのではないかとこのところがありますので、その辺の議論がちょうど皆さんと相見合って調整できればいいかと私も思っているのです、その辺も皆さんと討議していきたいと思いますが。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今の委員長が時間を言っただけで効率にということとは私も理解します。ただ、私が先ほどから言っているのは、議員の享受とかプライドを持つということは今、委員長が時間をよその町村を言ったのは登別も昔そうだったのだけれども、一人の議員が極端な言い方をするとわけの分からないことを延々と質問してしまったりして効率化をなくして時間を決めたこともあるのです。今は撤廃しました。私が言っているのは議員のプライド、議員の資質とか議員を信用していないからそこがくるのです。その人が自分の言いたいことになれば、せいぜい1分か2分か3分くらい話せばいいのです、1回は。私が言いたいのは、なぜ議員の本来持っているもの権限、議員の能力、資質、プライドそういうものを認めないで頭から時間と回数を決めてしまうのかということを行っているだけの話なのです。そういう部分なのです。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 前田委員の意見も私もそのとおりでと思うのです。最初の会派の話で申し上げましたけれども、いつまでもやっていかという話には私はならないと思うのです。先ほど、この案で試行すべきだというお話ししましたけれども、参考資料の中にもありますように、この議案に対しての例えば賛成なのか反対なのか、こういう立場の中でお互いに意見を一議員として開示しないといけないわけです。そういうところで、言いつばなしではないはずなのです。私の意見は例えば反対だと言ったときに私の意見をくみ取ってもらう努力が必要だと思うのです。そのための自由討議だと思うのです。私の意見はこうだというだけの意見では自由討議にはならないと私は思っていますので、その辺りのことをしっかり踏まえた中で自由討議を進めるということになれば、ある程度の制限は持たざるを得ないなと。もう1点は自由討議を実施する時間、そういう本会議でもあり得ます。本会議を止めて理事者は出してもらうか議長の判断なのだけれども、そのときに議論を延々と続ける必要があるのかという辺りが疑問に思うのですけれども。いずれにしても、議会がこれは決めてやることだから、あまり制限を加えること自体は違ふと。町側が居た中でのことならいいのだけれども、あまり議員間だけの討議の中で制限を設けるといことも疑問は残るのだけれども。ただ、進めるに当たっては試行でいくべきだという思いではあります。

○委員長（小西秀延君） 前田委員、この回数や時間、前田委員言われるとおり議員の権利として、きちんと発言できるということは基本にあることだと思うのですが、始めるに当たってある程度のルール化があったほうがいいのではないかと、試行もできるのではないかとこのところのご意見も多いので、

おおむねとつけさせていただいて試行でやってみるといのはいかがなものでしょうか。会派的にはどうでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 一つは何回も言うけれども、議会運営基準の11から見ればレベルが下がります。自分たちの裁量権が。まずは、それがいいかどうかということです。基準でうたっていて、要綱をつくる時に基準を下回る一つの要綱はないのです。上回るのならいいけれども、自由裁量を増やすのならいいのだけれども。下げて自分たちの身を拘束するのはどうかということと、一步譲っても私はおおむね2回ではなくて、委員会や本会議でも3回やっているのだから私は3回にしておくべきだと思います。なぜ、自由討議まで2回に、だんだんだんだん自分たちの権限を小さくしていくの。自ら自分でブロックしているみたいなものです。本来は議場というのは、議論をする場です。それをなぜ縮めるのか。どうも私はそこだけは分かりません。運営基準は全国的なものです。自分たちでつくった会議規則や条例と違うのです。おおむね、それでやってきているものを、それを超えて大いに議論しましょうと、だからこうだというのはいいけれど、制限を加えないということ制限を加えるということはどうかということだけです。それでいいのだというのなら、私は後でまた会派で諮りますけれども、一応うちの会派としての一つの妥協点としても2回は許されないと、今まで3回やっているのだから最低限3回にすべきだと。だた、本来は運営基準を守ってほしいということです。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 前田委員の進め方の部分ではそのとおりだと思うのです。意見を言う、議論をする回数なのだけれども、本当に何回も3回もやりとりするような場面ができるのかどうか、これが町側とやるのであれば出てくるでしょう。そういう部分があるものだから、議員間同士での自由討議なのです。そこを捉えないと違うかという感じがするのです。町側と行政とやるのであれば分かります。行ったり来たりやりとり回数どうのこうのというのは分かるのだけれども。その辺りが、なかなかつかめないものだから。回数を取っ払って時間制限をしないでとなると、どういう状況になるか。そういう状況にはならないのかと私は感じているものですから。前田委員のおっしゃっていることも分からないのではないのだけれども。本当に行ったり来たりするのかと。その辺りも今いち読めない。だから試行でまずはやってみよう、そしてそういう状況にないのであれば、わざわざここで時間制限したり回数制限したりする必要がなくなるのではないかと考えています。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 及川委員がお話しされたことは私も理解します。局長が配った自治体における議員間討議の制度化の運用について、この中でいうと今、及川委員が話された27ページにいろいろ自治体がどういう導入状況にあるとかを省略して、こううたっているのです。首長提出議案以外の案件のみに行うように、そもそも対象とする案件自治体を区別するというケースも考えますと、その後いずれの場合においても議員間討議を行う時間をいかに確保するかという点が問題として浮上してくると、しかしながら多くの議案を処理する必要がある現代の特有の事象として、一方では審議の効率性を問われ、一方では審議の充実性を求められる、こうした現状に対し審議の総

時間を大幅に増加することを可能にする改革を行おうとする自治体が現れていると。私は時間は自由にする。先生方は、そういうふうにしてやればやるほど中身が濃くなって時間が必要になってくるのではないかという言い方をしているのです。及川委員が話された部分の疑問を感じるのはそのようなのです。氏家副議長のいう考え方もあるし、私のいうようにまずはやってみて、それから自分たちで規制をかけたかどうかということ。初めから規制からスタートするのではなくて、1回規制をかけたものが取って自由になるということはまずあり得ないから、今の流れの中でいけば。まずはここでうたっている審議の時間が必要な場合あるかどうか分からないから、やってみてそれが慣れていなくて効率的に規制しないといけないとなったらすべきでないかという議論なのです。ここでは、積極的にそういうことを言っているのです。だから、先ほど言った議員間討議により議会機能を強化していけば審議時間の案件の量的な拡充は不可避だと言えまうと言っているのです。逆説的に言えば、時間制約をしたら議論も制約するということです。そこだけをスタートするとき、議論しておいて理解しておいて、だから時間を決めたというのならいいのだけれど。私はそこを言いたいです。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 氏家です。私は先ほども言ったように前田委員の考え方というのは頂点に立つべきものだと思うから、それに対しての否定は皆さん誰もいないと思うのです。ただし、今までも先ほど前田委員も言っていました、白老町議会で運営基準だとか会議規則だとか自治基本条例だとかで決めたものを志半ばにして1回下げるのかというお話がされていましたが、これは私の個人的な見解かもしれないけれども、私は今の議会が動かなければ何もならないと思っていますから、動くためには何をしなければいけないのかということをもまずは考えたほうがいいと思うのです。今、いろんな話を聞いていても多くの方々が制限を加えたほうがいいとか、こういったルールの中で試行的にやってみましょうかという、もしそういった舞台に立てるのであれば私は全然そういったことにはこだわらないと思うのです。白老町議会の議会運営基準の中でも、前田委員が言われたとおり時間制限だとか回数などは取っ払って、議事整理権の中でやっていきたいと思いますとして認められたものができていないのです、はっきり言って。できていないからこそ、これをうまく起動させるために1回こうやってみましょうと、例えば各議員の資質向上のためにも、また前田委員の言われる頂点に向かっていくためにも、1回何らかの形でアクションを起こしましょうという要綱だと私は捉えているのです。もし、皆さんがいろんな意見があると思うけれども、頂点に向かってやていこうという気持ちが今回、高みから1回落ちるかもしれないけれども、こういう形の中で1回やってみて、それがどうなのだとすることを試行的に経験するのはやぶさかではない気がするのですけれども。そういう形で、まず動き出すことが大事なのではないかと思っているものですから。

○委員長（小西秀延君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時51分

---

再開 午前11時20分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、協議事項の2番目の②、機関機能の検証ということで高橋局長から説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 資料2については前回出したものですが、これについて会派で確認していただいたと思います。

資料3についてご説明いたします。これは追加で確認なのですが、まず1段目の視察旅費支給基準、これはもう決定済みなのですが、平成27年度から平成31年度までは支給しないものとするという事項を削除していますので、今年から8万円が復活しています。これは済みです。それから2番目の通年議会の実施要綱で平成と残っているのは令和に直すというだけの話です。3番目の政策研究会の運営規定については、これまで8名以内というのを、ただし、議長が認めた場合にはこの限りではないということで、今回の政策研究会の公募のときには8名にラインを引いていなかったということで、これも改正済みです。次の派遣に関する要綱で確認したいのが、第7条の派遣申請書が提出されたときは事前にホームページに公表するという規定になっているのですが、実態としては事前に公表していない、すべきだということであればするようにします。8条にいわゆる8万円のほうなのですが、3週間以内に結果報告を提出しなければならない。9条は委員会の視察、派遣のときも3週間以内に提出しなければならないという規定のことです。これは一部、出されていないものの取り扱いとかがあるものですから、そういうことで出しています。委員会視察のときは、委員長は委員派遣が終了したときは次の定例会の会議において派遣結果を報告しなければならないと、こうなっています。一昨年の総務と産業、視察に行っていますけれども、総務のほうは報告しているのですが、産業のほうは報告されなかったのです。この規定をそのまま生かすのであれば今後きちんとやっていくということで考えていきたいと思います。最後に一番下の段の委員会条例ですが、これは条例改正が必要で12月議会上げるのであれば上げようと思っておりますけれども、広報広聴常任委員会14人とまだ残っているのです。それが今は13人ですので、機械的に直すだけなのですが、これは条例改正になるということでございます。

協議については、資料2のところでは何か会派からなかったかどうか。それと、今回の資料3のところでの確認というか、そのままの事項でいくかどうかというところの確認をお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ただいまご説明をいただきました。まず資料2のからいきたいのですが、前回こちらも会派でお話し合いをしていただきたいということだったのですが、特に何かあった会派の方いらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 代表・一般質問の通告、7日でよかったのだけれど、なし崩しに10日になったのかな。ここに書いてある具体的な意味の確認が必要とあるのだけれども、町側に合わせているのかも分からないけれども。あまり3日でも早かったらそのときの状況によって、質問の趣旨、通告の内容も違ってくるのです。だから、あまり延ばさないで7日なら7日しておいたほうが良いと思うのですが、なぜ、自然と10日になってしまったのかと思うのですが、なし崩しになってしまっているのです。議会として7日なら7日ときちんとあるのだから、うちが

逆にきちんと町側に言うべきだと思います。そうでないと質問の内容が3日違えば違ってくる時もあるのです。その辺、町側のなし崩しでしょう。駄目だと思います。質問するほうに失礼です。

○委員長（小西秀延君） この件に関してはほかの会派はなかったのでしょうか、前田委員の意見を聞かれて、ご意見等ございますか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 私が議会に来たときから7日ではなかったのです。もう少し以前の話だと思えるのですが、通告を締め切って行政側の問題ですけれども、通告の確認をして答弁調整会議というのをやるのです。1回書いたものを皆んなで。その日程上、7日では間に合わないから少し早めにということで、おおむね火曜日に議会が始まるパターンが多いのです。以前はその前の週の金曜日が締め切りだったのです。それでもう10日くらいになってしまうのです。それを月曜日にしたら、おおむね7日とかになるのですけれども。月曜日に締め切りにして火曜日に各課で答弁書をつくって、そして答弁調整会議をすれば間に合わない可能性があるのです、金曜日にしてしまったと。最近では金曜日ではなくて、木曜日の締め切りが多くなっているのです。それは、木曜日に聞き取りをして、もし聞き取りをできなかったら金曜日にもできると、金曜日にしてしまうと聞き取りできなかったら月曜日になってしまうので、ということできなし崩しというか現状があるということです。

○委員長（小西秀延君） これは変えないで今までは、そのままやってきたということではあるのでしょうか、ご意見あればどうぞ。

及川委員。

○委員（及川 保君） 私も今、これはいいだろうという意見だったのですが、前田委員から言われたらなるほど、1週間前だったのだという思いがあるのです。ずっと最近はこの状況ですよ。前田委員の言われていることはそのとおりだと思うのです。長くなれば、その間に起こり得る様々な事例が変わる可能性は確かにあるのだけれども、今までやってきている中で局長のお話なども伺うと、10日でも大きな支障はないのかと思いがかりました。うちの会派では、これでいいだろうという意見です。

○委員長（小西秀延君） ほかはございますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 具体的意見の確認は必要かということは、どういう意味ですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 具体的にアンダーラインは、具体的にどの程度のことを言われているのか明確ではないということです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 議長が最後に通告を受けるのだから、その辺は局長と議長で話してみても、その辺の整理をしてもらって一応、7日というのが正当だと思っていますから。

○委員長（小西秀延君） 議会側としては当然、短いほうがいいのですけれど。町側は町側としての考え方もあるでしょうから、これは私も含めて議長も入ってもらって町側からもご意見を聞いてみて、もう1回議会運営委員会に報告するという流れでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、町側も含めて議長にも参加いただいて、調整をしたいと思いますが、質問の期日を議会運営委員会に報告させてもらうということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） そのほかございますか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 事務局側から確認したいのは上から2番目なのです。議案説明会の話なのですが、議会が提案する議案は事務局長が説明を行い、議員が発議する議案は発議者が行うということで現在議案説明会は町提案議案しかやっていないのです。基準には議会提案のものも議案説明会をやるということになっているのをどうするかという話なのです。今までの例だと、一番発議するのは議会の会議条例だとか、そういうものの改正とかのものは何本かあるのですけれども、それを議案説明会で説明したということはないのです。議会運営委員会で大体決めて、その議会運営委員会でやったものは皆さん議員に伝わるということを前提にしていますので、いちいち説明会はしていないのです。

○委員長（小西秀延君） これは、議員が発議するものは必ず議会運営委員会はおおと思うので、その時点で議員間のみんな承諾していただいているということになってしまうと思うので、これは削除してもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 削除ということでさせていただきたいと思います。

ほかに問題がなければ、6章の第2節の代表質問及び一般質問を除いて、これは訂正事項ということになっているところに新というところになっているほうに変えさせていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に今日、出されました資料3、派遣に関する要綱、これは3週間以内となっているものをどうするかということなのですが。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 経緯を把握している部分だけをご説明しますが、最初は提出することだけだった、それを2週間以内にして3週間以内に変えている経緯があります。

○委員長（小西秀延君） そういう経緯があるということは、ないとまた提出がなくなるという可能性があるということですね。これをきちんと守っていくということによろしいですか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 3週間以内はいいのですけれども、報告をするのは多分、行った人みんなしていましたよね。これは、代表者とかグループの代表者とか、そういう人が報告して、後は連名になるから、そういう形にならないですか。8名行ったら8名が同じ報告書を書かなくて代表者が復命書を出すとか、ここに書かなくても内々で決めればいいのかかわからないけれど、私は無駄だと思うのです。結果的に内容は同じでしょう。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 確かに今言われたとおり、行政などでは2、3人で出張した場合は2、3人連名で復命書1枚で済ませている例はあります。私が聞いているところによると、議員は8万円の個人の視察旅費で行っているから、個人の復命書を出すとしているのだということを聞いているだけで、それをどう改正するかというのは、いろんな考え方があると思いますので、その辺の状況だけをお伝えします。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 私が今、思ったところは確かにどこに行つてどういう説明を受けたかというのは、みな同じなのでほぼほぼ変わらないと思うのです。そこについては代表者と連名で整理がつくと思うのです。ただ、議員個人の所見というのは、行ったところ感じたところというのは別だと思うので、そこまでは一緒にして議員、個人個人の所見、感じたことを入れて提出するという方法はいかがかと思うのですが、皆さんのご意見をお聞かせいただきたいです。

○委員長（小西秀延君） 反対に前田委員から出たものなのですからけれども、個人個人で出していますよね。委員長になったときに委員会としても出さないといけないと。委員長が1人で二つつくったりするのです。対して内容は変えないのに形式だけを変えたりして対処しているのですけれど、変なところはあるのです。

氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 常任委員会で行く視察あります。例えば常任委員長さんが戻られてきて、今回の視察の意見交換会を取りまとめる一つのレポートとして。それに対しては個々の議員さんは反省会ではないですけども、戻ってきた委員会の中で意見を話をして、それを常任委員長がまとめて報告、提出です。もう一つのやり方というのが政務調査費を使った1人8万円のもので。これは、吉谷委員が言ったとおり例えば説明を聞くのはみんな同じだと、そこに関しての個々の意見は違ふだろうということもあるかもしれない、だからそれは添付して出しましょうということでもいいのですよね。常任委員会で行った報告書は常任委員長がまとめる。そして、政務調査費を使った調査については資料説明についての報告は代表者が、そこに参加した個々の意見は添付しましょうということでもいいのですよね。結局、それがホームページに公開されて、意見のある人ない人、逆に言うと公開することによって、それを見たときにない人については8万円も使って何も感じたことがないのかという話にもなるかもしれないし、それは個々の責任の中でやっていかないとはいけないことと、そう判断すれば一言二言何かあれば載せる人はいるでしょうし。それでいいと思います。今までだったら、こういったことを話を聞いてきたと、なおかつ自分たちの意見を1人1人がそれをやっていたから。逆に言うと代表者に何か意見を求められて何か話したいことがないかと言われて提出したほうが、すっきりするかもしれませぬ。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今の意見で変えるとしたならば、8条の議員は政務活動を終了したときのところのつけ足しでグループで行った場合はということで、今の取り扱いでいいですね。個人で行った場合は個人で出すけれども、グループの場合は1枚でいいよと。所見は載せてくださいと。

○委員長（小西秀延君） それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 7条の事前にホームページに公表するというのは、いるのかな。申請書が提出されたときにはもうすぐホームページに載せるということですよ。派遣の申請書が提出されてホームページに載せる必要って何かあるのですか。帰ってきて内容を報告するのは町民にも見ってもらうというのは意味があるかと思うのですが、行きますよというのをホームページに公表しなければならないというのが、あまり私は意味が分からないのですけれども。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） これは、派遣申請を出した場合、議会で必ず承認にしますよね、議員の派遣承認。議場の場では、そういった報告があるのでホームページで必要か必要ではないかということかと思うのです。そういった意味でいくと、今これがあるからないからといって特段、問題がないということであれば、必要ではないと判断するほうがいいのではないかと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかに、これについてのご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なければホームページを削除して、先ほど吉谷委員から出た意見の内容を何条何条という形に落としさせていただいて次回、皆さんでもう一度精査するという形をとりたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、次回また精査したものを資料として出させていただきます。

次、(2)です。事前提供資料ということで、次回の検討項目、高橋局長からお願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 別冊になっているものです。一番上が推進計画の概要というものです。それが表面は1、2、3で議会運営委員会で作る項目で、裏面が広報広聴委員会と政策研究会のものです。2枚目にあるのが第1弾目の議事機能の強化、今やっていることの①、②、③、④ということで、今やっているのは①と③ですので、次回からは②と④に入るということで、次に②の簡単な資料ですけれども、二元代表制の資料と議会基本条例の検討の資料です。これで何をやるかというのは、2枚目に書いてありますけれども二元代表制の理解と白老町議会としての方向性、二元代表制の向上するために何かやることがあれば出すということ、後は④の議会基本条例については、まず白老町の自治基本条例と他の議会基本条例の比較、これは栗山町などと比較しているものを資料として出していますけれども、それによってどう考えるか。そして改正が必要なのか、もしくは議会基本条例の制定が必要なのかという議論をしていくということになりますので、一番比べやすいのは栗山町の議会基本条例だと思いますので、その辺の整理はしていきたいのですが、基本条例について言えば基本条例の検討の1枚めくっていただきますと、栗山町と白老町の自治基本条例の比較が一覧表でまとめているのですが、見てのとおり5、6、7、13、15この部分が自治基本条例には抜けているということを示しています。そういうことがどのようにして補足していくのかとか、そういうことが検討課題になろうかと考えております。もしお時間があれば栗山町の議会基本条例を目をとっておもらえればと思います。次回までに用意しておきます。次回の予告編というか、そのときに議論しても難しいと思いましたので用意しました。以上です。



○委員長（小西秀延君）　ということで、参考資料ということで皆様、時間があるときにでもご一読いただければと思います。

それでは、次に3番、その他でございます。次回ですが、先ほど定例会の日程を決めましたが、10月8日の前段の9時半から議会運営委員会ということでございます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君）　予定しているのは、ほとんど補正予算だけなのですが、議案の送付を10月2日か遅くても5日に事前送付をして、当日の審議となる予定ですので、特にその間の議会運営委員会の議案審査等はない予定です。1日間の議会ですから。ただ議案は事前の送付しますということです。

○委員長（小西秀延君）　という形になるそうです。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君）　それでは、今回は10月8日、9時半からということで開催したいと思います。

ほかにその他お持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君）　ないようであれば、以上をもちまして議会運営委員会を終了させていただきます。

（午前11時47分）